

(記入例)

漁業許可申請書

令和 年 月 日

高知県知事 濱田省司 様

住 所 高知市丸ノ内1丁目7番52号
(法人) 名 称 高知県庁
(代表者・職) 氏 名 代表取締役 高知 太郎

下記により、うなぎ稚魚漁業の許可を受けたいので申請します。

記

1. 漁業種類 火光利用うなぎ稚魚すくい網漁業
2. 操業区域 操業区域1 (野根)
3. 漁獲物の種類 うなぎ稚魚
4. 漁業時期 令和9年1月1日 から 令和9年3月31日 まで
5. 漁業根拠地 東洋町
6. 漁具の種類、規模及び数
火光利用すくい網 漁具一式
7. 使用船舶

(1) 船 名	丸	}	様式6の漁業従事 者名簿のとおり
(2) 漁船登録番号	K O —		
(3) 総トン数	トン		
(4) 推進機関の種類 及び馬力数	馬力・KW		
(5) 所有者氏名			
8. 採捕に従事する者の住所及び氏名
様式6の漁業従事者名簿のとおり (2名)

(記入例)

(様式1)

うなぎ稚魚漁業の採捕量等の実績報告書

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所 高知市丸ノ内1丁目7番52号

(法人) 名 称 高知県庁

(代表者・職) 氏 名 代表取締役 高知 太郎

下記のとおり、うなぎ稚魚を採捕、集荷及び販売したので報告します。

記

1 操業区域 1 (野根)

2 採捕量
1月 1日～ 1月15日 120 g

3 漁業従事者別の採捕量 別紙のとおり (様式1-1)

4 集荷量 別紙のとおり (様式1-2)

1月 1日～ 1月15日 0.12 kg

5 販売量 別紙のとおり (様式1-3)

1月 1日～ 1月15日 0.12 kg

6 販売金額 12万円

(様式 1 - 1)

(記入例)

操業区域 1

(法人) 名 称 高知県庁

(代表者・職) 氏 名 代表取締役 高知太郎

担 高知太郎 (記入例)

漁業従事者の採捕量報告書 (1 月 1 日～ 1 月15日)

従事者番号	採捕日数	採捕量(g)	従事者番号	採捕日数	採捕量(g)
1	10	100			
2	5	20			
計		120	計		

(様式 1 - 2)

(記入例)

作業区域 1

(法人) 名 称 高知県庁

(代表者・職) 氏 名 代表取締役 高知太郎

担 当 者 名

集荷量報告書 (1月1日～ 1月15日)

日付	集出荷者	集荷数量 (kg)	備考
1月5日	高知 二郎	0.01	
1月7日	高知 三郎	0.08	
1月8日	南国 一郎	0.01	
1月9日	高知 二郎	0.02	
計		0.12	

※集出荷者が分かるように、氏名を記載

※許可を受けた者が自ら集荷した場合も記載

(様式 1 - 3)

(記入例)

作業区域

1

(法人) 名 称 高知県庁

(代表者・職) 氏 名 代表取締役 高知太郎

担 当 者 名 高知太郎 (記入者)

販売数量報告書 (1月1日～1月15日)

日付	集出荷者	販売数量 (kg)	備考
1月10日	高知太郎	0.12	県内養鰻業者
計			

様式 2

指 導 日 誌

作業区域 1 (野根)
(法人) 名 称 高知県庁
(代表者・職) 氏 名 代表取締役 高知 太郎
担 当 者 名 高知 太郎 (記入者)

月	指導日時	指導の内容
1 月	1 / 1 1 / 10	巡回指導 採捕に係る説明会の開催
2 月	2 / 1 2 / 5	巡回指導 指導文書の発送
3 月	3 / 1	巡回指導

(記入例)

様 式 3

うなぎ稚魚の集出荷体制に関する届出書

令和 年 月 日

高知県知事 瀨田省司 様

住 所 高知市丸ノ内1丁目7番52号

(法人) 名 称 高知県庁

(代表者・職) 氏 名 代表取締役 高知 太郎

操業区域 1 における当方のうなぎ稚魚の集出荷業務は、下記の者が行います。

なお、集出荷者名簿は様式4のとおりです。

記

集出荷する者 (団体の場合は団体 名及び代表者氏名)	住 所 (団体の場合は事務所所在地)	業務に携わる者の人数
高知県庁	〒780-850 <u>高知市丸ノ内1丁目7番52号</u> TEL 088 (821) 4608	3名
	〒 TEL ()	名
	〒 TEL ()	名
	〒 TEL ()	名
	〒 TEL ()	名

※許可を受けた者が集出荷する場合も記載してください。

[illegible]

様 式 5

うなぎ稚魚の出荷体制に関する変更届出書

令和 年 月 日

高知県知事 様

高知市丸ノ内1丁目7番52号

(法人) 名 称 高知県庁

(代表者・職) 氏 名 代表取締役 高知 太郎

集出荷する者について、下記のとおり変更しますので届け出ます。
なお、集出荷者名簿は様式4のとおりです。

記

変 更 前

集出荷する者 (団体の場合は団体 名及び代表者氏名)	住 所 (団体の場合は事務所所在地)	業務に携わる者の人数
高知県庁	〒780-850 高知市丸ノ内1丁目7番52号 TEL 088 (821) 4608	3名
	〒 TEL ()	名

変 更 後

集出荷する者 (団体の場合は団体 名及び代表者氏名)	住 所 (団体の場合は事務所所在地)	業務に携わる者の氏名
高知県庁	〒780-850 高知市丸ノ内1丁目7番52号 TEL 088 (821) 4608	3名
漁業管理課	〒780-850 高知市丸ノ内1丁目7番52号 TEL 088 (821) 4608	2名

[illegible]

(記入例)

様 式 7

うなぎ稚魚漁業の漁業従事者標識届

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所 高知市丸ノ内1丁目7番52号

(法人) 名 称 高知県庁

(代表者・職) 氏 名 代表取締役 高知 太郎

操業区域 1 において、うなぎ稚魚漁業の漁業従事者が採捕するときは、下記の標識を使用するので届け出ます。

記

(1) 標識の種類 腕章

(2) 標識の内容 イ. 材質 (ビニール)
ロ. 色 (1. 材質 黄色 2. 文字 黒)

(3) 標識の形体図 (下記のとおり)

縦 10cm、横 40cm、厚み 0.4mm

令和8年度 うなぎ稚魚漁業許可 漁業時期：令和9年1月1日～3月31日 操業区域1（野根地区） 〇〇（許可を受けた者の名称）	<table border="1"><tr><td>従事者 写真</td></tr><tr><td>氏名 〇〇〇〇</td></tr><tr><td>従事者番号 〇〇</td></tr></table>	従事者 写真	氏名 〇〇〇〇	従事者番号 〇〇
従事者 写真				
氏名 〇〇〇〇				
従事者番号 〇〇				

(4) 採捕についての指導責任者氏名 高知 太郎

【備 考】

(1) の標識の種類欄には、腕章、旗等その種類を記載すること。

※船舶を使用する場合は標識を船舶に掲げる旗にすること

(2) の標識の内容欄のうち材質については、布、プラスチック等の別を記載し、色については材質と文字に分けて各々記載すること。

(3) の標識の形体図欄には、その形を明記のうえ縦・横・高さ・直径等の寸法をセンチメートルで表わすこと。

・標識の現物を漁業管理課に見本として提出すること。

・標識にはうなぎ稚魚漁業許可、許可を受けた者の氏名（法人にあっては名称及び代表者の職・氏名）、年度、漁業時期、操業区域、漁業従事者の氏名、漁業従事者番号を記載し、漁業従事者の写真を付けること

(記入例)

様 式 8

令和 年 月 日

高知県知事 瀨田省司 様

住 所	<u>高知市丸ノ内1丁目7番52号</u>
(法人) 名称	<u>高知県庁</u>
生年月日	S 50 年 1 月 1 日
(ふりがな)	
(代表者・職) 氏 名	<u>代表取締役 高知 太郎</u>

誓 約 書

今般、うなぎ稚魚漁業の許可を受けるにあたり、下記の事項を誓約いたします。

記

- 1 許可の制限措置や条件等を遵守し、絶対に違反操業はいたしません。
- 2 漁業従事者には制限措置や条件等の内容を周知、操業の指導を行い、違反操業をさせません。
- 3 許可を取り消されても異議はありません。
- 4 漁業従事者が違反操業した場合、その者が漁業従事者の名簿から取り消されても異議はありません。
- 5 許可を受けた者及び漁業従事者は県の漁業取締員の指示について、これに従います。
- 6 私は、次の①から④までのいずれにも該当しないことを誓約します。
 - ① 高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
 - ② 申請者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人(操船又は採捕を指揮監督する者をいう。以下同じ。)の中に暴力団員等に該当する者があるもの
 - ③ 暴力団員等によってその事業活動が支配されている者
 - ④ 申請者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人の中に暴力団員等によってその事業活動が支配されている者に該当する者があるもの

(記入例)

様 式 9-1

暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

高知県知事 瀨田省司 様

住 所 高知市丸ノ内1丁目7番52号

(法人) 名称 高知県庁

(代表者・職) 氏 名 代表取締役 高知 太郎

下記事項について誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合は、高知県が行う一切の措置又は当方が被る不利益に対して、異議の申立てを行いません。

記

漁業従事者及び集出荷業務を行う者（代行契約した者及び業務に携わる者も含む）は次のいずれかに該当するものではありません。また、将来においても該当することはありません。

1 個人の場合

- (1) 高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下、「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）である。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実がある。
- (3) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与した。
- (4) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用した。

2 法人の場合

- (1) 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等である。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実がある。
- (3) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等である。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配している。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用している。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している。

(裏面に続く)

(記入例)

様 式 9－2

(裏面)

- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与した。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用した。
- (9) 役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用した。
- (10) 役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している。

漁業従事に係る確認書

令和 年 月 日

許可を受けようとする者 様

(本人自署)

住 所 高知市丸ノ内 1-7-52

氏 名 土佐 太郎

下記事項について確認し、うなぎ稚魚漁業の違反操業をしないことを確約します。

記

【漁業種類】 火光利用うなぎ稚魚すくい網漁業

【漁業時期】 令和 9 年 1 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

【使用船舶】 (1) 船名 ○○ 丸
(2) 漁船登録番号 KO - 00000

【操業区域】 操業区域 (区域図のとおり)

【条件】

- ア 当該漁業許可の漁業従事者は漁業従事者名簿に記載された者でなければならない。
- イ 漁業従事者は採捕に従事するとき、他から見やすいように標識を着用（船舶にあっては、見やすい場所に掲げること。）しなければならない。
- ウ イの標識には「うなぎ稚魚漁業」と表示するとともに、許可を受けた者の氏名又は名称、許可年度、漁業時期、操業区域並びに漁業従事者の氏名及び漁業従事者番号を記載し、漁業従事者の顔写真を貼付しなければならない。
- エ 漁業従事者は、イの標識を複写し、又は他人に譲渡し、若しくは貸与してはならない。
- オ 漁業従事者は、午前 6 時半から午後 5 時までの間は、採捕してはならない。
- カ 漁業従事者が採捕に従事するときにあつては、一人につき使用する漁具は集魚灯（うなぎ稚魚の集魚又は探索を目的とするものをいう。以下同じ。）1 個及びすくい網 1 本とし、他の漁具を併用し、又は使用してはならない。ただし、複数の光源を容易に脱着することができないように一つに束ねた集魚灯は 1 個のものとしてみなすものとし、作業灯（漁場に移動するための照明を含む。）は集魚灯に含めないものとする。
- キ 漁業従事者は、魚類を誘導する副漁具（垣網その他類似漁具をいう。）を使用して（第三者が設置したものを利用する場合を含む。）、うなぎ稚魚を採捕してはならない。
- ク 漁業従事者が使用するすくい網の規模は、網口の周囲が 3 メートル以内、網の丈が 1 メートル以内とする。
- ケ 漁業従事者は、すくい網をひいて、うなぎ稚魚を採捕してはならない（ひき網の禁止）。
- コ 漁業従事者は、船舶を使用して採捕する場合、漁業従事者名簿に漁業従事者ごとに記載された使用船舶に乗船できるものとし、それ以外の者は乗船してはならない。
- サ 漁業従事者は、船舶を使用せず採捕する場合、遊泳し、又は浮き輪等の水中に浮かぶ道具を使用して、水面に漂いながら、うなぎ稚魚を採捕してはならない。
- シ 漁業従事者は県内の採捕量上限及び全国の池入れ 21.7 トン（国からの採捕停止要請があつた場合）に達すると知事が認めて、指示した日以降はうなぎ稚魚を採捕してはならない。

【その他事項】

(1) 令和 9 年 12 月 31 日まで漁業監督吏員、漁業法第 176 条第 1 項の規定に基づく検査に協力します。

(2) 以下の行為を絶対に行いません。

【この行為が明らかとなった場合は 1 年間漁業従事者になれない】

- ・うなぎ稚魚の違法採捕
- ・漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述等をする行為
- ・漁業法第 176 条第 1 項の規定に基づく検査を拒み、妨げ又は忌避する行為

(記入例)

漁業の許可又は起業の認可についての適格性に関する申立書

令和 年 月 日

高知県知事 濱田省司 様

住 所 高知市丸ノ内1丁目7番52号
(法人)名 称 高知県庁
(代表者・職)氏 名 代表取締役 高知 太郎

- ・法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記入すること。

・二者以上共同して申請する場合は全員記入すること。

高知県漁業調整規則(令和2年高知県規則第73号。以下「規則」という。)第10条第1項第1号に定める許可又は起業の認可についての適格性に関する状況は、次のとおりであることを申し立てます。
なお、次の内容に虚偽があった場合は「高知県漁業調整規則第10条第1項第1号についての適格性の基準」(令和3年1月18日、以下「適格性の基準」という。)第1項第6号「規則第8条第1項の規定による許可又は起業の認可の申請に関し虚偽の申請をしたとき」に該当することを承知しています。

1. 漁業に関する法令の遵守

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	漁業に関する法令の違反の有無 (※1)	いずれかに○を付ける
高知 太郎	無 ・有	
	無・有	
	無・有	
	無・有	
	無・有	

※2者以上で申請する場合で欄が足りない場合は、適宜欄を増やすこと。
※有の場合は、違反状況についてそれぞれ別紙1に記入すること。

2. 労働に関する法令の遵守

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	労働に関する法令の違反の有無 (※1)	いずれかに○を付ける
高知 太郎	無 ・有	
	無・有	
	無・有	
	無・有	
	無・有	

※2者以上で申請する場合で欄が足りない場合は、適宜欄を増やすこと。
※有の場合は、違反状況についてそれぞれ別紙1に記入すること。

(※1) 法令の違反がある場合は、直近の違反行為の違反年月日から起算して過去5年以内(令和3年1月18日以降)のものを記入すること。

(記入例)

同意書

高知県が定めるうなぎ稚魚漁業の許可方針の内容を遵守し、秩序ある漁業を行うことを条件に、同方針における操業区域1（野根地区）において、令和9年1月1日から同年3月31日までの間にうなぎ稚魚漁業を操業することについて、同意します。

令和 年 月 日

〇〇株式会社

代表取締役 高知太郎 様

〇〇漁業協同組合

代表理事組合長 県庁 一郎

組合長
印